

【日時】令和7年3月17日（月） 13:30～16:00

【場所】農林水産省第2特別会議室

【出席委員】小針美和部会長、宮島香澄委員、石田陽一委員、井上登委員、大山憲二委員、小椋茂敏委員、小山京子委員、羽田香弥子委員、畠中五恵子委員、馬場利彦委員、彦坂誠委員、前田佳良子委員

【当省出席者】松本畜産局長、関村審議官、木下畜産局総務課長、新井畜産総合推進室長、廣岡企画課長、和田畜産技術室長、金澤飼料課長、須永牛乳乳製品課長、伊藤食肉鶏卵課長、畜水産安全管理課木村総括、動物衛生課大倉家畜防疫対策室長 ほか

<概要>

<資料に沿って農水省側から説明。その後各委員から意見を聞き取り。>

○ 各委員からの主な発言内容は以下のとおり。

【新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の本文案について】

（まえがき・総論）

馬場委員： 「まえがき」で、「更なる需要拡大」や「生産基盤の維持・強化」、「経営安定の確保」といった国としてのメッセージを盛り込んでいただき、これまでの意見を踏まえた前向きな書きぶりとなっていることに感謝申し上げます。目標やKPIの毎年の検証、進捗管理については、生産者や関係者、国が足並みを揃えて取り組みをすすめるためにも、適時に十分な情報提供をお願いしたい。

大山委員： 「まえがき」について、p2の25行目に「誇りを持ちつつ」という表現を入れていただいたことを非常に高く評価したい。生業としてやる以上、どうしても悪い時はあるが、その時に先が見えることと同じくらい、誇りが持てることは大事である。これをどのように実現していくのか、関係者は一緒に考える責任がある。

羽田委員： いかにも伝えれば、読者に分かっていただけるのか考えていただきたい。初見の方や一般の方が理解できなくなってしまうため、なるべく一文は3行以内にして、主語、述語の対応をもう一度ご確認いただきたい。

生産労働人口と、国内人口減少の問題について、「まえがき」に記載がなく、最後の関連事項の中に記載されると、流れとして唐突感がある。

P1の25行目について、「需給ギャップが拡大したことにより、脱脂粉乳在庫の積み上がりや枝肉価格の下落が発生したこと」と、飼料に関することの二つ記載されている。飼料の方を伝えたいのかと思うが、その場合は文章の接続をご確認頂きたい。

P1の34行目の段落について、「意欲ある経営者も多いが」は逆説ではない。「とはいえ」のニュアンスではないか。

小針部会長： 羽田委員と同じ観点で修正をお願いしたいので、併せて申し上げます。全体を通し

て、一文が5～6行で記載されている文章は工夫いただきたい。

「一方」が多用されており、重なるところもある。「しかし」という意味で書かれている場合と、「他方で」が混在し分かりにくくなっている箇所があるので、見直しをお願いしたい。

P2の24行目、「また～」は基本方針のことなのか、今回のビジョンの事を指しているのかわからない。

P2の29行目の段落について、「基本計画と同様」とあるが、基本計画の記載と同様という意味が、考え方が同様なのか、書きぶりを整理して、御相談させていただきたい。

木下課長： 羽田委員からのご指摘を踏まえ、「まえがき」に人口減少についても記載したい。

また、P1の25行目以降の記載については、需給ギャップと資材の高騰の二つが問題。資材の高騰については、29行目の「これまで、我が国の～」以降の記載と対応しているが、需給ギャップについては対応できない部分もある。整合していない部分についてのご指摘は検証・検討したい。

一文の長さや主語、述語の対応について、自明であるために書いてないなど、理由があるものもあるが、表現については、もう一度よく見直した上で御相談したい。

宮島委員： 「まえがき」について、畜産の様々な課題に比べ、人口減少問題は気にしていないように受け止めた。P1の後半に人口減少について触れられているが、この書き方では、世間では人口減少しているが、畜産業は若手も多く、やる気のある人が多いので、大丈夫であるように見える。悲観的にする必要はないが、現場の危機感をしっかりと反映できているのか疑問が残る。

二村委員（代読）： 畜産業の構造について、社会の変化を踏まえた検討が必要。現在の計画は需要拡大が前提となっており、人口減・高齢化社会に合わせた供給量と要求される品質に応える生産・流通のあり方と、そのための飼料の生産・調達のあるあり方など、新しい社会にあわせた畜産のデザインを検討する時期ではないか。

小針部会長： P4について、「生産基盤を維持・強化していく必要がある。」が突然出てくる。

また、5行目の「コストを円滑に価格転嫁」は、合理的な価格形成の議論の場でもあまり使っていないかと思うので、「価格転嫁」ではなく「コストを反映」とした方が良いのではないか。

（酪農関係）

馬場委員： 「生乳の地域別の生産数量の目標」について、全国計では令和12年度に732万トンとされたうえで、各地域の目標は幅のある書きぶりとなっている。段階を経て長期的には、780万トンを目指すため、各地域で生産の維持・拡大がはかられるよう、生産者、関係者、国が一体となって、しっかりと需要拡大を進める必要がある。

小椋委員： 長期的な姿として780万トンと明記されているが、これはどこを指すのか。

須永課長： 馬場委員から御意見いただいた需要拡大については、強調して記載しているところであり、業界をあげた取組が不可欠である。

小椋委員からの御意見について、家畜改良増殖目標の目標年度が10年になっていることも踏まえ、長期的な姿については、おおむね10年程度を想定しているものであるが、需給など、今後の状況をよく踏まえる必要もあり、特定しているものではない。

小椋委員： おおむね10年という事だが、そうであれば、具体的な年数を明記できないのか。

須永課長： 様々な議論はあったが、我々が書けるのはこのあたりかと思っている。今後人口減少もあり、需要が減る中で、我々も交えて、業界の中でもしっかりとした需要拡大の取組が必要。それを踏まえ、令和12年目標について毎年考えていくが、その先に780万トンという数字があるという意味で、最初の段階からあまり年を特定するのはどうかという議論があった上で、この形になったと認識している。

小椋委員： 当然、需要があって生産があり、需要と生産はリンクしなければならない。需要をいかに確保するかが重要であり、農水省を筆頭に業界が一致連携し、消費拡大に努めつつ、長期的な目標に向かって進んでいけるよう、旗振りをお願いしたい。

須永課長： 全くその通りだと思っているが、農水省も含めて地方公共団体、そして生産者や乳業など関係者で目線を合わせて、令和12年に向けて需要拡大を確実に行う。令和12年目標は、今回定めたからといって終わりではなく、需要の状況を踏まえて、毎年検証していく。特に、生産者団体の皆様には、牛乳の消費拡大を目指した全国的な取組を、乳業と一緒にぜひお願いしたい。

松田委員（代読）： 今回初めて、生産数量に関する5年後の目標が示された。本文案にも記載されているとおり、生産基盤の構築や生乳増産には約3年を要するとされているが、実際にはもっと長い時間がかかることが経験から明らかである。バター不足が社会問題となったのは2014年であり、その直後から官民が一体となって生産基盤の強化に取り組んだが、生産に反映し始めたのは5年後の2019年度からであり、その増加は前年度比で僅か1%に過ぎなかった。翌2020年度も、同様に1%の増加にとどまった。こうした酪農・生乳生産の実態を踏まえ、生産現場や生乳需給の混乱を避けるためにも、基本方針策定後に目標年度を短縮した理由や目的を生産者に丁寧に説明していただければ幸いである。

一方、生乳の生産数量目標について、長期的な姿として現行基本方針と同水準の780万トンという数値が示されたことは、ここ数年、需給の大幅緩和やコスト高騰による酪農経営の離脱が進む中で、生産者の意欲を喚起し、生産基盤の維持に寄与するものと評価する。この目標に向けて着実に進んでいくためには、引き続き無脂乳固形分を中心とした需要拡大に加え、生産維持・拡大に向けたご指導・ご支援をお願い申し上げる。目標に沿って生乳生産が安定的に拡大すれば、生産現場でのコスト削減や新商品開発の努力とも相まって、国産乳製品の需要確保や産業全体の拡大再生産が期待される。結果として、集送乳や乳業についても、基本方針に沿った合理化が進みやすく

なると考える。

小針部会長： 前回の議論を踏まえて付け加えたところについて確認したい。P8の9行目の段落について、業界全体で伝えていくことも重要であることを入れ込んでいるという理解でよいか。

須永課長： そのとおり。

羽田委員： 「業界全体」の中には乳業メーカーは入っているという理解でよいか。「消費者に理解が得られるよう」と限定されているが、飼料の生産者に対するくだりも入れるべきかと思う。

須永課長： 生産者が国産飼料を使用することの意義については、後半にも様々な形で記載している。ここではあくまで、本来であれば価格や付加価値という形で生産者に見える形で伝わるべきだという意味で、スタート地点である消費者の理解が必要であるという旨を記載している。

小針部会長： つまり、二面伝える必要がある。須永課長の発言のとおり、国産飼料を使用した乳製品等の付加価値として伝えていくことが重要であり、さらに全体的には需要拡大が含まれる。需要拡大の中には、価格の引き上げや、付加価値を付けることも含めて、このように記載されると認識している。私はこの形でよいと思っている。

改めて確認させていただくが、まず今回は、人口等が確実に減少し、当然、需要が減少する傾向がある。その中で全体の需給を改善し、所得を上げるためには、できるだけ需要を拡大しなければならない。そこで、質的な面や、今は掘り下げられていないことを、できる限り積み上げていくことが必要であり、様々な需要拡大の取組が記載されている。その中の1つとして、チーズやソフトチーズへのシフトがあり、それ以外にも飲用牛乳や、脱バの取組も記載されている中で、業界全体でこれらの取組を進めることで需要を拡大し、需要に応じた生産を行うことで、需給が均衡すれば、最終的には適正な価格におさまるものと理解している。そうであるからこそ、需要拡大の状況をしっかりと検証する必要があり、その状況を見ながら判断していくということが、P8の13行目の段落に繋がるという理解でよいか。

須永課長： それで違和感はない。一番大切なのは、飲用牛乳の需要である。生乳は、用途別に乳価が決まっており、高い順に埋まっていく。飲用牛乳の需要が一番高く、脱バ、チーズと価格は下がっていく。飲用需要をしっかりと確保することが、北海道、都府県、全ての生乳生産者にとって一番重要。それをしっかりと拡大させていくことが、生産者の十分な所得、そして、生産基盤の維持・拡大に不可欠なものと考えている。それを乗り越えた上で、特に脱脂粉乳の需要を拡大していくという順番かと思う。

小針部会長： P6の15行目の畜安法の段落について、20行目の「こうした状況により、生乳を取り扱う限り、飲用一辺倒ではなく飲用需要に応じて」の「に応じて」というのは、飲用需

要の変動を踏まえて、乳製品に仕向けるという意味でよいか。

須永課長： 「飲用需要に応じて」の意味は2つある。一つは、年間を通して飲用牛乳の需要は夏に上がるが冬に落ちる。一方で生乳生産はその逆の動きをするため、乳製品に仕向けざるを得ないという事。また、もう一つは中長期的には、飲用牛乳の需要は年により違いが生じる一方で、生産体制の構築には5年か、それ以上かかる。飲用牛乳の需要に対して、生産側が計画的に生産しきることは難しいため、その分は、乳製品にまわさざるを得ない。

小針部会長： P8の27行目の「契約違反を繰り返す～拒むことができる」とは、指定事業者が、という理解でよいか。

須永課長： そのとおり。95%以上が指定団体なので、あえて明記していない。

(肉用牛関係)

馬場委員： P29の「牛肉の生産数量の目標」について、5年後を見据え、「中国の輸出解禁等の輸出環境の整備が進むことを前提に」とあり、令和12年度の牛肉の生産数量の目標は部分肉で36万トン、長期的な姿においても部分肉で37万トンとなっている。中国への輸出を前提にしながらも、現状の生産量からこれだけしか伸びないのかと疑問があり、説明をお願いしたい。

井上委員： P29の牛肉の生産目標数量について、夢も希望ないように見える。無理やり令和12年度の牛肉生産量の目標を部分肉で36万トンとしているのではないか。また、この目標が実現できなかったとしても、その理由を「中国の輸出解禁等の輸出環境の整備が進むことを前提に」という言葉で抑えているのではないか。これでは生産者の意欲もやる気もまったく向上しない。現状を踏まえて、令和12年度の牛肉生産量の目標を36万トンとするにしても、もう少し生産者、関係業者に希望を与えられるような文言に書き換えられないか。

大山委員： 現状として、肉用牛の生産数量を急に伸ばすのは、生産サイクルの関係もあり難しい側面がある。また、黒毛和種の繁殖雌牛は2年間での約17%減少しており、現在の価格の上昇もこれが原因であると考えている。生産の意欲向上の観点から、増産を目指した牛肉生産目標数量を設定することも重要であるが、生産サイクルの関係等から容易に繁殖雌牛や牛肉の生産数量を増やすことができないため、これを踏まえた目標設定も大切である。

また、このような生産基盤の現状を踏まえて、弱体化している繁殖基盤への対応について記載していただきたい。

井上委員： 繁殖基盤の弱体化については、農林水産省の指導が原因であると考えている。牛肉生産目標数量について異議はないが、生産者の意欲が向上するような文言に書き換えていただきたい。

伊藤課長： 委員から指摘いただいた文言の書きぶりについては持ち帰って検討させていただくが、その前に数字の設定の考え方について説明させていただく。今回お示しした需給の見通しは、生産・供給と、需要の両面を踏まえて検討した。供給の面では、繁殖雌牛を購入後、種付けし、そこから生まれた子牛をと畜するまでに4年弱要し、急には生産拡大ができない。一方、需要の面では、人口は今後3%減少すると見込まれる中、直近4年間で一人あたり牛肉の消費量は6.5キロから6.1キロに減少している。このように、供給にも制約要因があるが、国内消費の減少分を、インバウンド需要や輸出でカバーすることで令和12年の目標を設定している。

なお、生産量1万トンの増加というのは、頭数規模で考えると肉用牛全体で10万頭弱の増加となり、これは和牛の枝肉価格や子牛価格が高かった平成29年や令和2年の頭数規模よりも大きい規模となっている。

いずれにしても、人口減が進む中で国内消費に合わせた生産をすれば、生産は減少してしまうところ、輸出等に取り組むことで、今より増加となる令和12年の目標を設定している。

井上委員： 牛肉の生産目標数量については納得しているが、文言を書き換えてほしい。

例えば、「中国の輸出解禁等の輸出環境の整備が進むことを前提に」とあるが、「中国」と記載する必要はないのではないか。また、「前提」といった文言も必要ないのではないか。「輸出環境を整備し」でいいのではないか。

もう少し生産者の意欲をそがないような文言に書き換えられないか。

二村委員（代読）： 肉用牛生産やその支援施策が、多投入で価値（価格）を高める生産に偏っているように感じる。海外から高い飼料を買い、高付加価値な肉を輸出する、という生産構造は、国際社会の不安定化の中でリスクが高い方式であり、そのような経営を行える生産者ばかりではないと考える。国内の消費者が、日常的に購入できる価格と品質で牛肉が流通するような生産のあり方について、検討していただきたい。

丸橋委員（代読）： P11に〈消費者ニーズへの対応〉として、「牛肉の価値の発信に関し、生産・流通の関係者が一体となり取り組む必要がある」と記載されたこと、P38から39にかけて、牛肉の流通合理化として項を設けて対策について記載していること、特に食肉卸売市場の機能強化について記載されたことを評価したい。

その他、構成上、酪肉近には書き込めなかった中長期的な課題、加工処理・流通分野でのアニマルウェルフェアや原皮についても検討の中で事務局と認識を共有できたものと考えている。

小針部会長： 二村委員からも指摘のあった消費者ニーズについて、一般的に言われていることと、科学的に検証していくことの両面が記載されているかと思うが、そのどちらも踏まえた生産を目指していくということによいか。

伊藤課長： 霜降りの牛肉から赤身の牛肉まで様々な消費者のニーズがある。霜降りの牛肉につ

いては、海外との差別化につながる日本の強み、海外のニーズに支えられ、輸出は堅調であり、まだまだ伸びる余地があると考えている。

また、赤身という点では、ホルスタインや交雑種の牛肉も含めて、牛肉全体の話になってくる。

小針部会長： 生産数量目標に記載することが難しい内容については、本文にメッセージ性も含めて記載することになると思うので検討していただきたい。

(飼料関係)

宮島委員： 飼料用米について、前回の議論を踏まえて文章の中でも触れており、今後、様々な検討を行うということで良い。しかし、国産の飼料用米を今のまま拡大するのは、飼料用米生産を誘導する補助金がそもそも過剰だったのではないかと、という問題意識の元で方向転換が図られている部分もあり、そのことを視野に入れた上で今後の検討が必要。梯子を外したり、青刈りとうもろこしの一本足打法になるのは良くないが、補助金が基本となるあらゆる政策について、人口減少により、持続可能性がなくなっていくのではないかと考えており、こうした視点も含めて議論が進めばよい。

小山委員： 国産の飼料で原価の安い牛肉を作るという観点からいうと、農地利用では基盤整備事業などがあり、中山間地の利用できない土地がそのままの状態になっている。そこをうまく利用できるように早期に進めてほしいため、成功例の地域のノウハウを伝授してうまく繋げていただきたい。

二村委員： 食料安全保障や自給率向上、また経済情勢から、飼料の国産化の推進は重要である。今回の計画では青刈りとうもろこしが、牛の飼料として省力化・栄養価に効果的と期待されている。普及にあたっては、北海道のみならず都府県にも広がるよう施策を検討してほしい。また、地域の土地状況や規模に応じた生産方法や、大規模ではない圃場でも使用可能な生産機材の開発・普及を進めていただきたい。

一方、飼料用米は、水田維持の利点を重視し、耕畜連携により需要開拓を行っていただきたい。稲作好適地域では、米の生産基盤維持の観点から、一定の補助を継続して生産・流通を支えるべきと考える。安定調達には、耕種側だけでなく畜産側からのアプローチも必要である。

いずれにせよ、地域計画が重要であり、耕畜連携に基づく適切な地域計画の策定・見直し・運用を行っていただきたい。

金澤課長： 小山委員、二村委員からの地域に根差して飼料作りをしていくべきという意見についてはご指摘の通り。今後、特に耕種農家側の農業従事者が減少する中、地域で空いてくる農地をしっかりと使って国産飼料を生産することが重要である。それを具現化していく上でも、現在地域計画の作成に向かっているところ。関係部局とも連携しながら実行に移していき、見直しも含めてしっかりと取り組む必要があると認識している。

飼料用米に関しても、現場の実態を調査しながら、今後の対策について議論していきたい。飼料用米は多収品種にシフトしてきているが、飼料として効率よく供給して

いただくことも重要だと思っている。そこも踏まえて検討していきたい。

小椋委員： 骨子案では青刈りとうもろこしのみの記載だったが、今回の本文案では飼料用米、稲 WCS、子実用とうもろこし等々が加えられている。前回もお話したが、作る側と使う側に一定程度の認識がされ、粗飼料拡大に向けて取り進められている。本文案では記載頂いたが、当初から入れて頂きたかった。

小針部会長： まず国が方針を示し、これを県等に下す際に畜産側のメッセージをどれだけ作りこんでいけるか、というプロセス論でもあると思うので、それも念頭においた書きぶりができるとうい。

馬場委員： P30の「飼料作物の生産数量の目標」について、飼料作物の作付面積は現状から13万ha増加させ、飼料自給率は1%上昇させた28%を目標としている。「まえがき」にもあるとおり、この5年間で「安価な輸入濃厚飼料がいつでも確保できるという前提」が大きく変わり、「国産飼料基盤に立脚した経営の重要性がこれまでになく高まっている」という状況変化がある。現行のR12年度の飼料自給率目標は34%だが、こうした状況変化の中で、今回のような目標設定としている要因や背景を説明いただきたい。

金澤課長： 飼料自給率、飼料作物の生産量、飼料作物の作付面積に関しては、並行して議論している基本計画と連動している。基本計画においては、麦・大豆の生産拡大、米の輸出拡大に力を入れるということで食料自給率を引き上げることになっている。一方で、農業従事者が大きく減少する中で、限られた農地や労働力をしっかり活用し、耕畜連携や地域計画に位置付けながら、飼料作物の作付面積に関しては、現状から13万haほど伸ばしていく形で考えている。あわせて単収向上も図っていく方針。現行の基本計画では、10年後のかなり意欲的な目標としていたが、今回は5年後目標にする中で、最大限努力すれば実現可能というところで1ポイント増の28%となっているが、13万ha増やしていくという部分については、かなりハードルの高い目標かと思っている。ぜひJAグループをはじめ、いろいろなプレイヤーとしっかり連携し、一緒に目指していければと考えている。

小針部会長： 他の数字も同様かと思うが、今回の基本計画では（目標年度を）5年後に見直す。PDCAをしっかりと行うという事で、どのような目標を立てるべきか、ということについて、目線を合わせなければならないと考えている。政策として推進していくための目標として立てるものもあれば、目指すべき方向に向かって立てる目標もある。目標の立て方は、何のために立てるかによって異なる。この先どうなっていくのかという前提が大きく変わり、見通しづらい中で、検証を行いながら進めていく必要がある。数字を出したからといって絶対であるとか、この目標を掲げたからといって絶対感を持ちすぎることはない。ただ、何も示さなければ議論もできないので、まずはこのような考え方で、こうした形で作成し、それで進めながら難しいと感じる部分があれば、必要に応じて見直していく形が良いのではないかと個人的には考えている。このような整理でよいか。

また、飼料自給率はどうしても TDN 換算を行うと、濃厚飼料の影響が過度に反映されてしまうため、酪肉近で目標として設定する際、特に率で評価するとなると、難しい部分があると考えている。そのため、飼料作物の面積や生産量を記載していると理解していることから、今後は数字を見ていながら、フォローアップを行うことが適切かどうか検討しつつ進めていければよいと考えている。

石田委員： 全体を通して、私としては概ね良い目標設定だと思っている。今後、これをどのように現場レベルに落とし込むかというところ。現場の一経営体としては、数量や売上を目安としつつ、本当に重要なのは、粗利益であり、適正規模という考え方にシフトするきっかけになると思うので、私の経営としては、適正規模の粗利益を注視しながら進めていきたい。

(関連事項)

畠中委員： 国内防疫について、前回お願いしたことを反映していただき感謝。前回までは、上から言われるだけの冷たい感じにしか受け止められなかった文章が、今回は生産者も一緒に日本の畜産を守っていく同じ立場で頑張っていましようという、メッセージを受け取った。発生後の経営再建に関する支援も記載いただき、私が畜産部会に出席した意義があったと思い、非常にありがたい。今後、酪肉近を着実に運用していただけるよう、私たちも頑張るので、農水省にも協力をお願いしたい。

小椋委員： 乳業の再編に関して、文章中に書かれているとおり、建物・機械の老朽化により、工場再編が全国的に進んでおり、メーカーはそのことによるコスト削減を進めている。文章中では、「地域の関係者が課題を共有しながら」と記載されているが、実際にはメーカーが単独で工場再編、合理化を進めている。合理化により生乳の輸送費をメーカーが負担してくれればよいが、そうではない。国がどこまで合理化の協議に関われるか、という議論はあるが、一方的な再編、地域に偏った再編も現在見受けられる状況を改めていただきたい。そのため、国も再編、合理化の協議をする段階で加わりながら進めていただきたい。

須永課長： 小椋委員は特定の事象を念頭に置かれていると思うが、その状況は我々も危惧しているところ。メーカーとその地域の対話不足が起因しているのではないかと。我々としても丁寧な対話が必要だということを書き加え、乳業メーカー側にも繰り返し伝えていきたい。国がどこまで入れるかというのは、よく考えさせてほしい。かつては、投資が大きく進んでいく中で、制約のため国が間に入っていくというはあるが、投資が全体として低調な中、国が入ると余計投資がされにくくなることもあるので、局面が異なる。投資が難しくなっている中で、いかに投資をしてもらうかという環境が必要で、その中でよく地域と話し合いながらやっていただきたいということをこの場でも強く懸念として申し上げつつ、引き続き注視したい。

また、この問題は乳価交渉に近いものがある。我々は乳価交渉の内容そのものに意見ができる立場ではないので、お互いの立場をよくすり合わせて、しっかりと丁寧に対話ができる環境を整える手助けをすることが、我々のやるべきことだと認識。

大山委員： 外国人にとって、日本は賃金面での魅力がないという話も聞く中で、担い手も含めた人材のターゲットがどこにあるのか示していくことも重要ではないか。人材確保には限界があることから、例えば、若い世代へアプローチをするなど、どのようなターゲットがあるのか、どのように働きかけられるのか、もう少し具体的に記載いただければありがたい。

廣岡課長： 大山委員からの御意見については、非常に難しい問題。ヘルパーも含めて、若手の就農支援に取り組みたい。その他、省力化支援、外部支援組織、外国人材についても記載している。宮島委員からの御意見について、P19の16行目「周知・広報」については若者も視野に入れている。こうした制度や取組、サポートを広く積極的に周知することで、就農を目指す者の裾野を広げることも重要であると記載している。また、自治体や地域の農業組織によるサポートが重要であり、その旨も記載している。

大山委員： 承知した。例えば、小学校の段階から、農業が誇りのある職業であることをしっかりと理解できるようなことがあればよいかと思った。

小針部会長： 「経営能力」ではなく、「経営力」の方が良いのではないか。

考え方の整理として、法人化が進めば、経営者と労働者に分かれ、さらに競争力を確保するためには経営者を育てなければならない。「担い手」という記載では両方を含むほか、現在の経営体は家族経営体が多いのもあり、主眼を置いてメッセージを出すことが難しい。法人化がさらに進めば、法人経営についても記載されるところかと思うので、次回以降の宿題として残しておきたい。また、大山委員から御意見のあった、「ターゲット」についても、経営者を目指す人と呼び込むのか、働きたい人を確保するのか、によって、目指すところに違いが出てくるのではないかと思う。

二村委員（代読）： 消費者の理解醸成を意識的に強化する必要がある。価格変動や畜産業が置かれている環境への消費者の理解が課題になっており、畜産を身近に感じてもらう取組推進を要望。家畜伝染病の問題もあり、消費者にとって畜産は他の農業分野に比べても触れる機会が少なくなっている。畜産を身近に知ってもらう地域の取組について政策的な支援ができないか、検討いただきたい。

松田委員（代読）： 持続可能な酪農及び肉用牛生産における温室効果ガス排出削減対策について記載されている。世界の潮流を考えると、わが国の酪農も対策に取り組む必要があることは理解するが、飼料添加物によっては牛乳の風味に影響することに留意が必要である。学校給食では、風味変化に敏感な児童・生徒の指摘から、衛生的に問題がない場合でも供給が長期間停止されることがあり、特に学乳依存度の高い中小乳業の経営に影響を与えることがある。そのため、飼料添加物使用に際しては、生産者に風味変化への影響に留意するよう注意喚起をお願いしたい。一方、消費者や教育関係者には、環境負荷低減の取組に伴いコスト負担が必要となるだけでなく、風味変化も生じうることを理解してもらう必要がある。

廣岡課長： 松田委員からの御意見について、牛のゲップから排出されるメタンガスを低減する取組として、通称エコ畜事業で脂肪酸カルシウムを試験的に給与することに対する支援をこれまで行ってきた。この中で、脂肪酸カルシウムは牛乳の風味変化の要因となる不飽和脂肪酸の生成に影響する可能性があると言われている。そのため、生産者には適切な給与水準を示して、メーカーや関係者ともよく相談するように説明、指導を行っている。牛乳の風味変化は飼料はもとより、複合的な要因が関係すると言われていることから、今後とも科学的知見を踏まえて、環境対策を安全に推進していくことが重要だと考えている。

木村課長補佐： 飼料添加物について補足させていただく。飼料添加物については飼料安全法上、指定した物のみが温室効果ガス削減効果を謳って販売できることになっており、現在指定されているのは3-ニトロオキシプロパノールのみ。これについては風味を損ねるといった話は聞いたことがない。

(タイトル)

井上委員： 酪肉近のタイトルについて、今回の酪肉近は十分に現状を見据えて、将来に向けたものになっていると評価しているが、タイトルの「近代化」というのは、現状の畜産生産にそぐわないのではないかと。「近代化」でイメージするのは昭和の高度経済成長期であるが、現在は、当時の目標は十分に達成し、成熟しているのではないかと。タイトルは重要であり、今の畜産経営のイメージに合った名称を考える時期に来ているのではないかと。これは、今後の検討課題とするべきだと考える。

新井室長： 「近代化」には、社会的、経済的な情勢・諸条件がその時々で変化していく中で、いかに合理化し、アップデートしていくかという意味合いもある。そういう見方からは「近代化」という言葉が古くなるということではないので、変える必要もないと考えているが、中長期的なご意見として承りたい。

羽田委員： 今の時代、「近代化」という言葉は使わなくなっている。固執されている訳ではないと思うが、基本方針の中身と表題を合致させることも必要ではないかと。

木下課長： 酪肉近の名称は法律に基づいたものであり、すぐに変えられるものではない。その中身については、引き続き現在の課題に対応できるものにしたい。

前田委員： タイトルを次に検討する場合は、畜産や豚、鶏についても加えていただければありがたい。

石田委員： 「近代化」について、今後検討していく上で様々な意見を集約し、より良い方向に進めればよい。「近代化」は明治維新や昭和の高度成長などのイメージが強いということもあるが、ネットで調べた限りでは諸情勢の変化に順応していくという意味合いもあり、持続可能性やAWなどの現代の課題に対して順応していくことも「近代化」と言えるのかもしれない。「酪肉近」という略称も既にかなり浸透しており、一筋縄にはいかない部分もあると思う。

今後も議論を重ねていく必要がある。

小針部会長： 酪肉近の名称は法律により規定されていることから、この場で変えられる話ではなく、問題提起として受け止めて、次に向けた宿題という形にさせていただきたい。

一年間を通して、酪肉近を作っていくうえで、その建付けと考えていることに少しズレが出てきていると感じた。畜産をめぐる情勢のなかで取り組まなければならない優先順位が変わってきている。次回に向けて検証していけば、様々な課題が出てきて、(酪肉近の)立て方についても整理されるかと思う。それを踏まえて、次回どのようにするか考えていければ。

【新たな家畜改良増殖目標の本文案について】

前田委員： 豚の改良増殖目標について、「豚肉の需給動向に即した生産を行う事を旨として」、現在の頭数より10%減の目標になっている。後継者不在など、色々な要因でこのような数字となったかと思う。後継者不在により、自然に減る分はあるが、畜産クラスターの活用は必要不可欠であり、資材価格も10年前と比べ、3～4倍上昇しており、諸々がコスト高になっている。意欲のある生産者には支援が必要だと考えているが、目標が10%減ったことにより、クラスターの利用は難しいということがないようお願いしたい。

和田室長： 頭数について補足したい。頭数は時点頭数であり、出荷頭数ではない。従って、1頭当たりの出荷体重の増加や、母豚1頭当たりの生産頭数の増加を見込んでいる。時点頭数は10%減るが、出荷頭数が減るわけではないことを御理解いただきたい。

廣岡課長： クラスター事業について、規模拡大要件を無くしたほか、より生産性を向上するため、単なる規模拡大ではなく、1頭あたりの生産性向上をお願いするといった見直しを行った。

【食料・農業・農村基本計画について】

小針部会長： 本文案のP128の「食料システムの関係者間の連携」について。基本法において、合理的な価格形成等を始め、食料システム全体で一体となって取り組むこととされており、このように記載されている。需要拡大等々も含めて様々なものを業界全体で取り組んでいくという酪肉近の方針は、基本計画とも平仄が取れていると思っている。

彦坂委員： 資料8-1に、「地域計画に基づき、担い手への農地の集積・集約化を推進」とあるが、地域計画に名前が載っていないと国の事業に参加できないと認識している。地域計画は市町村から呼ばれる性質のもの。そうすると何らかの形で地域計画から漏れていて、漏れていることもわからない畜産農家が多くいると思うが、どのように考えているのか。

松本畜産局長： 企画部会においても、そのような指摘をいくつか聞いている。共通認識として、地域計画は作成後にも、新たな課題を取り入れていき、その地域の農地や農業をどのようにするか形作っていく性格のもの。畜産サイドから働きかけて、耕畜連携等を地域計画

に位置付けて行けばよいと考えており、最初の検討の際に参画していなかったとしても、そこから変わっていくものだと思っている。

彦坂委員： 畜産農家も待っているのではなく、積極的に情報交換をしていけばよいということか。

金澤課長： 地域計画の議論が始まった時から、畜産サイドにも積極的に議論に参加するようお願いしてきたところだが、そうでもない地域も多いと思っている。いずれにしても、年度内に地域計画の初版が出てくるため、今後どのように進めていくのか、経営局とも連携してしっかり取り組みたい。

(以上)